

日欧比較史への試み——中世都市の指導層¹⁾

魚住昌良

- I. まえおき
- II. ヨーロッパ中世都市研究の伝統的視角と日本の中世都市研究
- III. ヨーロッパにおける通説批判の動向
- IV. 日本中世都市研究の新動向

I

歴史と言う学問が、もし単に過去の事実の考証に留まるのではなく、社会の推移・発展になんらかの説明的連関をつけようとする試みでもあるとしますと、比較史的な方法がどうしても必要であるし、研究の方法として有効であると思われます。それは、歴史的展開の説明の方法として有効であるだけでなく、二つないしそれ以上の異なる社会の考察・比較を通して、一つだけを見ていたのでは気付かなかつたであろうような点に目を向けさせられたり、全く新しい別の視角を与えられたりする契機となることもある、という意味でも大切なことと思うのであります。一例を挙げますと——これは昔大塚久雄先生のお話などで教わったことですが——イギリスの領主制的支配が弱まって自立的な農民経営が展開しはじめる時期がちょうど貨幣経済、これは商業の発達と密接に結び付いていますが、その貨幣経済の急速な発達の時期に当っていた、という史実からイギリスの学者たちが、農民経営の展開を貨幣経済ないし商業の進展で説明しようとした。ところがドイツのエルベ河以東では、同じく商業・貨幣経済の発達した時期に、逆に領主経済の強化→領主の直接経営の進展という事態が起っている。とすれば、貨幣経済の展開や商業の発達で領主制の解体→自立的農民経営の進展という現象を説明することは間違っていることになり、その本質的契機を他に求めなければならなくなる、といった具合であります²⁾。この問題自体を論ずるのが今日の目的ではないのでこれ以上立ち入りませんが、要するに、始めから複数の地域を考察に入れて考えていれば、上述のような誤りは減るであろうという一例を申しあげたわけあります。

ところで文化の比較と言う場合、複数の地域ないし社会の文化の伝播・接触といった直接的関連による影響に着目しつつ当該地域ないし社会を比較考察する方法もありますが、他方、相互に全く関係のないところで起っている社会的発展を比較しようとする場合もあり、今日報告しようと考えたのは、その後者の方であります。もちろんその前提是、対象とする二つの現象の間に、たとえいろいろな相異はあっても、ある程度パラレルに比較し得るような共通項目があるということ、すなわちある共通の次元、同じ土俵に乗せ得るということであります。例え

ば、日本の封建社会は、ヨーロッパのそれとは全く別箇に、お互いの影響のないところで発生し発展したものであります、両者の間には、さまざまな違いにも拘らず、驚くほど大きな共通点もあり、両者を比較することによって、その発展の筋道を説明する契機を見出し得るかもしれない、と期待されるのであります。私は、今ここで比較の方法や対象の選び方などの一般的ないし理論的な問題に触れる意図も準備もありませんが、差し当り表題に掲げた「中世都市」という一つの歴史的現象を材料として、私自身が日欧の比較ということで気付かされたこと、考えていることの一端を話させていただきたいと思います。

日欧の比較と言っても、私自身は日本史の専門家ではなく全くの門外漢でありますので、専門の方々の書物や論文で勉強させていただいたことを基にして考えているだけであり、誤って理解している点も沢山あるに違いありませんから、その点については、アジアや日本を専門とされている方々からの御教示を得たいと考えております。もっともついでに申しますと、私はヨーロッパ史の専攻ということになっていて、事実学生諸君にドイツの歴史の講義をしたりしているのですが、ヨーロッパの学者たちがやっているように、第一級の、できれば未公刊の史料を発掘して新しい事実を確認してゆくというような第一線の仕事を常にしているわけではなく、精々公刊された史料集を使いながら、主としてヨーロッパの学者たちの出した書物や論文を追っかけて、私なりに、と言うことは私たちなりの関心に則して整理したものを日本の学界に提供するといったことを中心に勉強しているわけでありますから、ヨーロッパ史の専門などと言っても、日本のことに関するものよりもヨーロッパ、私の場合にはドイツに関する書物をより多く読んでいるということに過ぎないのであって、最大の関心は——これは日本人として当然ですが、日本の歴史を、たとえ素人なりにも、ヨーロッパのそれと比較しつつ理解しようとしていることになる、と考えております。

横道にそれましたが、本題に入らせていただきたいと思います。なお表題に——日本語の方では副題³⁾として——「中世都市の指導層」と書きましたし、後程そのことを中心の話題にするつもりでおりますが、今日の会合は中世都市史の専門の研究会ではなく、歴史以外の方々を含む広い範囲の皆さんに私たちの問題を理解していただこうという学際的試みの一つでありますので、例示の問題自身を詳細に議論したり、史料の解釈などにわたる細かい議論に立ちいることは避け、むしろ問題の背後にあるもの、あるいは、問題の位置付けといったところをお話しするということにさせていただきたいと思います。

最初に掲げた目次の順序で進めさせていただきます。I の「まえおき」というところは、今までに申しあげたところで終っています。次に II 節に入りますが、ここではヨーロッパにおける中世都市論の、現時点では古典的とでも名付けてよいような中世都市像についての簡単な言及から始めたいと思います。このヨーロッパ中世都市像が、後程述べますように、日本の中世都市研究に大きな影響を与えたいわば研究の物指しともなったものであったからであります。

II

ヨーロッパ、なかんずくドイツを中心とする中世都市研究は、ほぼ 19 世紀なかば以来の、言うなれば学問的な歴史学の発達とともにと言ってよい長い研究史を持っております。前世紀の後半から今世紀初頭にかけては、中世都市起源論ないし成立史をめぐる議論がさかんで、そのなかでは、古代ローマ都市との連続・非連続なども大きな争点の一つとなりましたが、そのような学説の対立・相剋のなかから、次第に一つの支配的と言えそうな有力なヨーロッパ中世都市像が作りだされてまいりました。それは、11、12 世紀以降のヨーロッパに、ドイツの学者たちの表現を借りると、「茸の如く」輩出した多数の都市を創りだした中心的担い手を、当時の封建社会のアウトサイダーとして登場する商人たち、とりわけ遠隔地の取引に従事した大商人たちに求めるものであります。これら自由な遠隔地商人たちこそ、封建的な都市領主に対抗しつつ都市の自由の獲得に、そして都市参事会や都市貴族（ないし門閥）といった都市の指導層の形成に、要するに、中世都市の経済的政治的諸側面に決定的な影響力を及ぼした中心的存在である、とする構想がありました。この構想によれば、ヨーロッパ中世都市の自由と特権の柱となり基礎となった都市法の系譜は、商人たちの法に由来するものであり、またたった今一言だけ言及した中世都市起源論との関連で言えば、古代ローマ都市との連続をよりは断絶を強調し、トポグラーフィッシュな説明としては、キイヴィタスの外に形成された商人たちの定住地（ヴィク）を中心に都市が発展した、とするものであります。それぞれのニュアンスの差は別として、中世都市におけるこの商人の役割を重視したという点で共通しているのが、H. ピレンヌ、F. レーリヒ、H. プラーニツといった学者たちであったこともよく知られている通りであります。

ベルギーの著名な歴史家ピレンヌ⁴は、アラブの進出によるヨーロッパ文化、少なくとも商業活動の断絶という構想を背景に、彼の言うところの「商業のルネサンス」と中世都市形成の相関関係を指摘し、遠隔地間取引に従事した遍歴商人の活動を人々と描きだし、その遍歴商人たちの定住地が都市発生の核となり、その商人定住地が「自由と自治」を獲得していくことを説いて通説の土台を作り、その後の研究方向に大きな影響を残しました。

都市のなかには、自然発生的ないわゆる成長都市といわれるものに対して、封建領主の主導権のもとに作られたとされる建設都市——日本の城下町などもいわばその一種ですが——という種類があります。フライブルグ（イム・ブライスガウ）、ミュンヘン、リューベックなどですがそうですが、ドイツのレーリヒ⁵は、一見封建領主の意志で作られたように見えるこれらの建設都市についても、その真の建設者は商人たちであり、その商人たちの企業組合であつたことを克明に証明しようと努めました。リューベック建設の真の担い手はハインリヒ獅子公ではなく、バルト海に向って計画的に進出しつつあったドイツの商人たちこそがそうであったというわけで、当時遠隔地商人重視の方向に進みつつあった中世都市史学界のなかで、建設都市についても同じ傾向を論証するという役割を果したのでした。否それどころか、むしろ建設

都市こそが、都市領主となる古い司教権力を持たないために、市民層による都市自治の発展にとって純粹培養的な場となった、とさえ主張したのでありました。

同じくドイツのプラーニツ^④は、商人たちの団体であるギルドの重要性に着目し、その商人たちを中心とする誓約団体^{コンユラチオ}が地域の全住民をまきこんで都市共同体^{シュタットゲイマインデ}を形成する、という議論を展開しました。つまり封建的な性格を持った都市領主に対する市民共同体の勝利こそが中世都市の成立であったわけあります。当時の、あるいは前世紀以来のドイツの学界でよく使われた発想を援用すれば、ゲノッセンシャフトリヒな（横の仲間的結合）原理がヘルシャフトリヒな（縦の支配者的）原理を克服したところに中世都市の成立が語られたのでありました。

プラーニツのこの誓約団体から都市共同体へという構想は、既に前世紀の末頃から盛んであったフランスのコミューン運動から都市成立へという研究関心とも通ずるものがあり、近代市民社会の自由のルーツを中世都市の商人とその共同体的結合のなかに見出そうとした19世紀後半の時代の発想の名残りを留めている、と言えるかもしれません。F. フエルコートランの言うように、このような発想は、「中世の都市民のなかに自らの原型を求めようとした」近代市民の願望の投影であって、「それ自体が特定の歴史的状況を背景とするすぐれて歴史的な所産^⑤」（O. ブルンナー）と言うべきであります。ついでに申しますと“Stadluft macht frei”（都市の空気は自由にする）、すなわち、周辺の隸農も都市に逃げこんで一年と一日経てば自由となる、というあの有名な法格言も、中世の類似のさまざまの表現が基になっているとは言え、多分に19世紀の学者たちの中世都市像を反映した定式化であった、と言ってよいかと思います。

ともあれ、以上に述べた中世都市論が——少なくともM. ヴェーバーの言う北欧型諸都市に関しては——今世紀の20年代後半から50年代にいたる学界の通説とも言える地位を得たのでありました。そしてその背後には、市民団体の領主に対抗する、言うなれば革命的心情とも言えそうなエーツスを強調するムードがあったのですが、それでは、それ以前の社会には存在せず、この時期になって新しく登場する商人たちは一体どこから出てきたのかという問題、すなわち商人層の社会的出自については必ずしも説得的な論証に成功しているとは言えないのではないかと思います。当然のことながら、中世の時代の商人たちの社会的出自までも含めた伝記の類はほとんどありません。中世のヨーロッパでは、物を書き残したのが主として聖職者であり、その聖職者たちの主たる関心事が信仰や道徳の問題であり、聖者たちの事蹟や精々国王や高級貴族たちの動きであって、少なくともお金儲けの話などではなかったとすれば、それが自然の成りゆきと言ってよいであります。それでも幾つかの史料がないわけではありません。ここではそのなかの最も有名なお話を一つだけ引かせていただきます。

イングランドの成功した商人であり、後に聖ゴドリクと呼ばれるようになった人についてであります。数少ない史料のなかでも最も具合のいいものの一つですので多くの学者たちが使っていますが、先に言及したピレンヌもその『中世都市』の「商人」という章でやや詳しく紹介しています。佐々木克巳氏の流麗な翻訳がありますのでその一部を読ませていただきます。

「彼（＝ゴドリク）は、11世紀の末頃、貧しい農民の子としてリンカンシャに生まれ、そしてまだ年端のいかぬうちから、生計の資を探し出す工夫をしなければならなかつた。あらゆる時代の数多い他の貧しい者達と同じように、彼も、波によってうち上げられる漂着物を待つうける浜辺の拾い屋であった。次いで、恐らく何か幸運な拾い物をした後にであろう、彼は行商人に早変りし、安物商品をかついで国内を遍歴している。時が経つにつれて、彼は小金を貯め、そして或る日のこと、遍歴の途中で出会った商人の一団に身を投する。彼は、その商人団の後について、市場から市場を、大市から大市を、町から町を、廻って歩く。このようにして職業商人となった彼は急速に莫大な利益をあげ、その結果、同業者の仲間に入り、彼等と共同で一艘の舟に商品を積み、イングランド、スコットランド、デンマーク、フランドルの海岸に沿つて沿岸貿易を企てることができるようになる。この組合は望み通りに繁栄する。その取引の内容は、物資を、その物資がそこでは稀少であることを組合が知っている外国へ輸送すること、そしてその代りにそこで、それに対する需要が最も多く、従つてまた最も有利な儲けをあげることのできる場所で売り捌くことを心がける商品を手にいれること、である。数年経つと、安く買い入れ、非常に高く売るというこの慎重な習慣は、ゴドリクを非常に裕福な人間にした。恩寵に心動かされて、彼が、それまで送ってきた生活を突然に放棄し、自分の財産を貧者に分け与え、そして隠者になるのは、その時である⁹。」

当時の多くの商人たちは、自分たちは自分たちの生き方の故に、永遠の救いを得られないのではないかという不安を感じており、来世にたいする恐怖を持っておりました。その為めに遺言によって慈善施設を寄付したり祭壇を作らせたりする人も沢山いました。ゴドリクの突然の回心の本当の原因是分かりませんが、ピレンヌも書いているように¹⁰、商人という職業故に絶えず追求し続ける富への誘惑と厳しい宗教倫理の間に繰返し演じられた苦しい葛藤の結果であったことは充分に想像されるのであります。ともあれ彼が回心して隠者となり聖者とまで言われるようになったことが、当時の伝記の対象とされることになった原因であり、われわれは、成功した中世中期の遍歴商人の一人が貧しい農民の出であったことを知るのであります。ピレンヌは、中世中期の人口増加と結びつけながら、遍歴商人たちのルーツを、この時期に土地から引離され農業で生きてゆけなくなつて危険な放浪生活に身を任せざるを得なくなったような人びとのなかに求めた¹¹のでありました。封建社会の枠組みからはみだしたアウトサイダーたち、そのなかで有能で好運でもあった人びとが団結を通して成功し、なおこの団結し団体を作るということは中世の状況のなかではそもそも遍歴商人の時期から不可欠の要件でしたが、やがて一定の場所に定住して誓約団体を作り、封建領主に対抗しつつ自由な都市共同体を獲得していく——これがヨーロッパ中世都市論の伝統的図式となつたのであります。図式化した言い方をすれば、封建社会のなかの異物として発生し、近代社会の自由と平等を萌芽的に先取りするような秩序の妥当する平和領域——それがヨーロッパの輝かしき中世都市であったのであります。

さて、このようなヨーロッパ中世都市像は、日本の歴史学界にも大きく作用しました。とく

にわが国で大きな影響力を持っている M. ヴェーバーが、アジアには、従って日本にも、本当の意味での都市（共同体）は存在しない、と書いていること¹²⁾に刺戟されて、日本の都市にも「自由」と「自治」が本当に存在したのか否か？あったとすればどの程度にか？という問い合わせ日本の中世都市史研究の中心テーマとなった感さえあったのであります。このようにして、第二次大戦直後の日本の中世都市研究は、「封建制」ないしその遺制の克服が強い現実的課題であると痛感されるなかで、西欧中世都市の自由との対比を意識しつつ進められたのでありました。恐らく西洋史側の増田四郎先生のお仕事¹³⁾がもたらしたイメージなどとも関連しつつ進められた豊田武先生や原田伴彦先生の先駆的研究¹⁴⁾がその土台となり出発点となつたのでありました。

日本の中世都市における「自由」と「自治」の有無をめぐっては、高山一彦氏のような肯定論もありましたが、大勢は限定的肯定（初期の原田説、林屋辰三郎説など）ないし否定論（後期の原田説、豊田説など）に傾いていったようあります。原田論文が戦後に使用している「封建都市」という言葉もそのことを示唆していると思われます。豊田武『日本の封建都市』によれば、都市自治は封建領主権力からの権限の分割委任であって封建支配と異質の対立的な存在とは考えられない、とされました。堺の門閥町人支配についても、特權商人たちの寡頭専制支配の側面が強調され、彼らの織豊政権への協力も必ずしも敗北とは考えられない、とするものがありました¹⁵⁾。このような考察結果は、日本の都市の実態をできる限り実証的にかつすなおに観察しながら、西欧の自由都市——それはかなり理想化されたイメージに基づいていたものであります——と対比することによって、日本都市史の特色として定着してきたように思われる所以あります。

私自身は、今から十年余り前、1970 年の頃、ベルリンの学生たちにたいする講義の準備を進める必要から原田、豊田その他の諸論稿を勉強しておりましたが、日欧の中世都市はこんなにも大きく違うのであろうか？とまず素朴に驚きもし、同時にこれは何かが変だ、日本の都市についてもう少しいろいろな角度から突込んだ研究が必要かもしれないけれども、私自身は本来西欧を専攻する者である以上、ドイツやヨーロッパの中世都市についても、もっと根本的に違った角度から考えなおしてみる必要があるのではないか？と考え始めおりました。この方向での私の摸索にたいして最も大きな示唆を与えてくれたのが O. ブルンナー——昨夏惜しくもハングルグで亡くなったドイツ歴史界の長老ですが、そのブルンナー教授の “Stadt und Bürgertum in der europäischen Geschichte”（ヨーロッパ史における都市と市民）という論文¹⁶⁾でありました。この論文に触発されて私は私自身の構想を方向付ける準備となる小論¹⁷⁾を書き、渡独する前に当時の勤務先の学校の雑誌に残してゆきました。そこで書いたこと自体は、直接に日本のことと言及していませんが、背後に日本について学んだことがあったことを付言しておきたいと思います。この年の十月から、私は、ブルンナー論文のそれを捩って “Stadt und Bürgertum in der mittelalterlichen Geschichte Japans”（日本中世史における都市と市民）という題でベルリン自由大学の学生たちに講義をしながら、日本の都市史と比較してもう少しパラレ

ルなドイツ中世都市史を描くことはできないであろうか、という思いにとらわれておりました。実はその少し前からドイツやヨーロッパの都市史学界で、従来の通説を大きくゆさぶる可能性を秘めた研究動向が始まっていたのであり、私も間もなくその一端に触れる機会を得ることになったのですが、そのことについては、次の段で言及させていただきたいと思います。

III

H. プラーニツを頂点とする自由な遠隔地商人重視の中世都市論に対しては、西欧の学界自身のなかで、かなり以前、恐らく 20 年以上前から再検討の要請が起っておりました。すでに別の所でも述べたことのある報告の一部をかいづまんで繰返させていただきます¹⁸⁾。

フランスでは、すでに 19 世紀のうちになされたさまざまな個別研究を通じて、コミューンを封建的《être féodal》とする考え方が示唆されており、また、コミューンによって成立した都市そのものを「集合領主制」(seigneurie collective) として捉えるような考え方も提示されておりました¹⁹⁾。Ch. プチ・デュタイは、自治論の観点からするコミューン論を拒否し、コミューンは宣誓共同体以上でも以下でもない、と主張しました。プチ・デュタイによれば、中世のコミューンは、そのなかに必ずしも「自治」の観点を含むものではなく、共同の利益である平和を求める相互援助のための集団にすぎず、コミューン特権の付与ということも都市的自治とはかわりのないもの、とされたのでありました²⁰⁾。他方、コミューン特権の付与を通して王権が都市との封建的結び付きを強化した、という指摘²¹⁾も示唆的であります。私たちは、何よりも、封建制の廃棄を最大の課題としたフランス革命自身が、中世都市の「特権」を廃棄しているという事実を想起しておきたいと思います²²⁾。ついでに申しますと、中世都市で問題となる「自由」——ドイツ語で言えば *Freiheit* というのは、実際には、現在の私たちが識っているような抽象概念とはおよそ異質なものであり、現実には *Freiheiten* つまり複数で数えあげられるさまざまの「特権」の集積であった、ということも申し添えておきたいと思います。

ドイツにおいても、プラーニツ学説に対する批判が 20 世紀の 60 年代以降、さまざまな形をとって出てまいりますが、50 年代にその主著 *Frühgeschichte der europäischen Stadt* (ヨーロッパ都市の初期史²³⁾) を公刊した E. エンネンのなかにも、すでにその端緒が見出される、と私は思います。彼女は、遠隔地商人の役割を高く評価することではプラーニツの考え方を継承しましたが、プラーニツがそれを過度に強調したと批判し、自らは、商人たちを中心とするゲノッセンシャフトリヒな原理と都市領主のヘルシャフトリヒな原理の結び付きのうえに中世都市の成立を考えました。プラーニツが都市領主と市民たちとの対立面に注目したとすれば、エンネンは両者の結びつきという側面も見失ってはならない、と示唆したわけであります。トポグラーフィッシュな面で言えば、商人定住地ヴィクと領主権力の拠点たるキヴィタスないしブルクという両要素の融合を強調したのでありました。

本日のトピックの中心である都市指導層の問題に眼を向けたいと思います。前段で触れましたように、ヨーロッパ中世都市史の通説は、遠隔地商人をもって都市の指導層と考えてまいり

ました。そしてその社会的出自は、人口増加の結果土地から離れるを得なくなった農民たちの末裔であり、封建社会の枠組みから外れたところから上昇してきた人たちであると考えられました。前段の最後のところで私が言及した新しい研究動向というのは、実はこのように考えられた都市の指導層そのものを再検討しようという動きのことであったのです。

例えば H. F. フリーデリヒスによる帝国都市の都市貴族（ないし門閥）層研究²⁴⁾のような先駆的研究もありましたが、この問題に関して、ドイツの都市史学界に深刻な影響を及ぼし、以後今日にいたるまで避けて通ることのできない問題提起をおこなったのは、十年余り前、すなわち私が先程触れたベルリン行きをする一、二年前に公刊されたばかりであった K. シュルツの「ミニステリアール層」に関する一連の論文²⁵⁾がありました。

ミニステリアール（家人）層というのは、中世初期の非自由民を出自としながら、国王、司教その他の封建領主に用いられて次第に一種の社会的特権層となっていました者たちでしたが、シュルツ論文は、従来の常識に反して、トリアー、ヴォルムスなどライン地方の司教諸都市の指導層の中にこのミニステリアールが多数存在して重要な役割を果したことを明らかにするとともに、従前のミニステリアール観——シュルツ氏の言い方を借りれば、(1) 不自由民であることを強調し、(2) 領主の役人たる性格を近代社会のそれとだぶらせ、(3) 結局のところ、封建社会に属するものであるとするミニステリアール像を都市史研究との関連で新しい角度から見なおさなければならぬと示唆した画期的なものがありました。一言だけ解説風に敷衍しますと、このように不自由民でかつ（都市）領主の役人としてその利害を代表する立場にあったミニステリアールが、都市領主に対抗して自由を獲得しようとした市民の指導者である筈はないというのが従来の常識であり、中世都市を自由の萌芽と捉えようとした主流学説がこれを無視しようとしたことは極めて自然な成りゆきでもあったと言えましょう。シュルツ氏の主張はドイツの学界に大きな反響を呼び、ミニステリアール問題は、早くも 1970 年秋の西南ドイツ都市史学会大会シンポジウムの共通テーマとなり、活発な議論を喚起することとなりました。先程申しましたように偶々ベルリン滞在中であった私は、フライブルクで開かれたこの学会に出席する機会を得て熱氣あふる烈しい討論に胸をおどらせつつ聴きいったことを思い出します。あれ程に真剣にかつ激しくかわされた学会討論は、私の経験では一寸類のないほどありました²⁶⁾。

もっともミニステリアール層の重要性を都市史研究のなかで提唱したのは、シュルツ氏が最初であったわけではなく、そもそもその発端は、前世紀中頃の K. W. ニッチエのいわゆるホーフレヒトデオリー²⁷⁾莊園法説にまで遡る、とされています。莊園庁の所在地を最初の都市集落の芽生えと考えたニッチエは、初期の都市住民は原則として莊園法の下に組み込まれて不自由という指標を負っており、これらの住民たちの内部では、都市領主に仕えてその都市の料地の管理を任せられたこれまで不自由民のミニステリアール層が指導的地位を獲得した、と説明しました。ミニステリアールたちのなかでも主として軍事奉仕を義務付けられた者たちが後の騎士身分に転化してい

ったのに対し、主として管理機能を営み、聖職者たちとともに司教の顧問的役割を果した者たちは、その司教が都市領主であったような場合、その下の都市の経済的・政治的発展と密接にかかり、その結果、例えば後の市参事会や都市貴族（ないし門閥）層のなかで決定的な影響力を獲得していったのだ、というのがニッヂェの主張でありました²⁷⁾。

ニッヂェのこの主張は、例えば、G. シュモラー²⁸⁾など若干の有力な学者たちの賛同を得ましたが、間もなく批判者の数の方が多くなり、なかでもG. v. ベローを筆頭とする論者たちの徹底的な批判にさらされる²⁹⁾なかで学界への影響力を失った、とされています。中世都市ないし都市法の起源を余りに一方的に莊園序や莊園法に求めようとしたニッヂェの構想を批判したこれらの論者たちはその限りでは正しかったけれども、しかし同時にニッヂェの設問の実りゆたかな芽までも否定してしまったことは誤りであった、と指摘し、ニッヂェがかつて見出したミニステリアール層の役割の再考を促したのが³⁰⁾、シュルツ論文の出発点でありました。

シュルツ論文の詳細については、私の旧稿や桜井論文³¹⁾を参照していただきたいと思いますが、ともあれ彼は、トリーアとヴォルムスに関して、次いでバーゼル、フライブルク、ケルンなどにも視野を拡げつつ³²⁾、克明な実証的動作を行って中世都市の指導者たちのなかにミニステリアール層が数多く存在しただけでなく、しばしば市民たちの先頭に立って自分たちの主人である都市領主に対抗した事例を多数検証してみせたのであります。1066年空位となつたトリーア大司教の後任の決め方をめぐる叛乱において新司教に反抗したディートリヒ（トリーア教会の管理人・城^{33) フォークト ブルクグラーフ}代）の背後にあって関与したミニステリアールたち、12世紀前半に大司教の威信を危険にさらすほどの力を持ったルートヴィヒに代表されるド・ポンテ家などはその例がありました³³⁾。

シュルツ氏自身は、このミニステリアールたちが商業を営むなど商人たちと利害関心を共にすることを強調し³⁴⁾、ミニステリアール層を封建世界に属する者とする従来の理解の修正を求めてつつ、そのミニステリアール層を含む都市の市民たちが都市領主に対抗するという図式を描いており、大筋としては、ドイツの伝統的な中世都市論の枠内に留まっておりますが、彼が注目を喚起したミニステリアール層の存在を別の枠組で捉えなおすことによって従来とは異なる中世都市像を描きだす契機とすることができますかかもしれない、と私は考えております。つまり、中世都市を封建社会の異物としてではなく、むしろその本質的構成要素として考える方向への一助とすることができますか、ということです。

ミニステリアール層の存在は、今までのところ、積極的には、ライン河流域地方の司教都市に限られており、類似の現象をニュルンベルク、レーゲンスブルク、ゴスラール等について指摘され得る程度であります。個別研究の進展につれてその妥当範囲もさらに拡がることが予想されますし³⁵⁾、またベルギーやフランスについても同様な現象が見られなくはありません。近年水野（現斎藤）綱子さんが明らかにされたベルギー・トゥルネイの「聖人衆」(hommes de saint)と呼ばれる社会層³⁶⁾も同じ系列に属するものと考えてよいでしょう。

私自身は、ドイツ中世都市におけるこのようなミニステリアール層に注目しつつ、そして只

今も申しましたように、シュルツ氏とは少し違う枠組での位置付けを模索しながら、他方比較史的関心から日本の中世都市のなかにこれに相当するものが見出されないのであろうか？と考えておりました。

IV

10年ほど前から、私ども日本のヨーロッパ都市史研究者を中心とする比較都市史研究会（1971年3月発足、代表鵜川馨）というグループができ、日本史や東洋史の方々の協力を得ながら、ヨーロッパの都市史を日本やアジア諸地域のそれと比較しつつ考察しようという努力を重ねて参りました。しかし私どもの勉強の足りなさから、現在になっても、日本や東洋の事情ないし研究状況を必ずしも充分には学びとっていますし、逆にヨーロッパ史の研究状況をお知らせするという点でも不充分がありました。その結果というだけではありませんが、ここ暫く前までは、都市史に関する西洋史と日本史の対話は余りなかった、少なくとも充分ではなかったような気がいたします。第II節の終りで言及したような、すなわち1940～50年代の頃、増田、豊田、原田諸先生の時期に、M. ヴェーバーの発言に刺戟されつつ生じたような強い比較史的関心は、その後の日本史の方々のなかでは持ち難くなってきたという印象もあったことを申し添えたいと思います。それは、その後の日本都市史研究がより細かい実証的研究のなかに入りこんで、ヨーロッパの事情などと安易な比較ができない、ないしそうすることは余り意味がない、と思われるようになったことに由来するとも言えそうですが、加えて、かつてもたらされたヨーロッパの都市、とくに中世の自由都市像が日本のそれと余りにも違います。パラレルな比較対照を試みる興味を殺いでしまった、というようなことも原因であったと思われるのです。1960年代、70年代の日本（中世）都市史は、比較史的関心というよりは、むしろ精緻な実証的追求へと沈潜していったという感が強かったのであり、その意味で、私が1978年秋にある学会のシンポジウムで試みた報告にたいする藤木久志氏のコメント³⁷⁾は、当時はまだ少なかった日本史側からの貴重な反応の始まりとも言うべきものでした。

もっともちょうどその頃から事情が少し変わりかけていたようでもありました。その現われは——藤木氏もそのコメントのなかで指摘されているように——幾つかの重要な日本史関係ないし日本史を含む学会誌に相次いで掲載された西欧中世都市史の研究状況に関する報告³⁸⁾が目立つようになってきたことで、そのすべてはそれぞれの学会誌の要請に基づく報告なし寄稿でありますから、いずれも当該学会自身の当面する問題意識の反映と言ってよいでしょう。また上述のシンポジウムの成果が公刊されると、日本史の方々からの反応も少しずつ増えてきたように思われます³⁹⁾。そのような歓迎すべき動向が見られるようになったことに引き続き、私たちは、近年、脇田晴子『日本中世都市論⁴⁰⁾』の公刊に接したのでありました。脇田氏は、御主人の修氏ともども早くから強い比較史的関心を示してきた方であり、この度の論集でも西欧との比較を強く意識されつつヨーロッパ都市史の研究——少なくとも日本におけるその盲点をつくような問題提起をされている点で、私たち西洋史研究者にとっても大きな刺戟を与え

て下さったのでした。

この書物の重要な特徴の一つは、西欧との対比に留意しつつ、しかしあつての「自由都市研究」という意識を越えた視点を拓こうと努めていることであらましよう⁴¹⁾。中世都市の指標を第一義的に「自由」とか「自治」というところに求めるのではなく、非農村的な経済機能を持つ集落という点を改めて強調していることなどは、都市概念の再考を促したC.ハーゼ⁴²⁾やE.エンネンを想起させ、中世都市研究の方法的反省に一石を投ずるものでありました。因みにうえのように考察の力点を変えることによって脇田氏の関心は、従来の中世都市史家たちのそれに比しはるかに中世前期にまで拡がっています⁴³⁾。そのことは、長い間、都市法を中心的関心として都市の成立を論じてきたドイツの学界（例えばプラーニツなど）のなかで新しい複合的都市概念を提唱したハーゼやそれに賛同したエンネンらの関心が中世前期にまで及んできていることに対応するものであり、脇田氏の構想は、前段で紹介したヨーロッパ都市史学界の新動向にも対応する意欲的な問題設定に発していたと思われたのであります。本書の全体の構成については、西洋史研究者の立場から感想を述べた既刊の私の書評⁴⁴⁾に譲らせていただくこととし、そして何よりも脇田氏の御著書自身についてお読み下さるようお願いすることとし、ここでは——時間も残り少なくなっていますので——今日の主題となっている都市の担い手＝指導層について書かれた部分にだけごく簡単に触れておきたいと思います。

著書は、序章二の2⁴⁵⁾で、日本における自由・自治都市の有無や程度を関心の中心とした研究系列の概括をした後、自らの研究視角として、中世都市共同体のもつ平等性的結合原理と寡頭政的支配原理とでも言うべき二つの矛盾する性格の併存ないし関連を追求するのであります。それはまた、ヨーロッパ中世都市の市参事会に結集した指導層の性格を問題とする私の関心にも直接につながる問題設定となつたのでありました。ドイツの学界で伝統的に使われてきた前述の“ゲノッセンシャフトリヒ”と“ヘルシャフトリヒ”という両概念を、私自身は、かつて前者の体現とされてきた都市指導層の性格分析そのものに適用してみなければならぬと考えております。脇田氏は、対立する二つの原理のうち、平等性的結合原理については、中世京都の「町」共同体から惣町結合へという身分的平等制を基盤とする町組織のあり方のなかに究明されています⁴⁶⁾。寡頭政的支配原理に関しては、中・近世大山崎の支配体制を例に非常に興味ある提言をなさいました⁴⁷⁾。氏は、自治都市大山崎の成立過程で特権商人たちが莊園領主権力からの自立を獲得する複雑な経過を詳細かつ説得的に解明するかたわら、自治権を獲得したこのまちの「惣中」の成員は特権商人であると同時に（傍点筆者）地侍衆=神人であること、地下人と呼ばれた一般住民はその共和制支配下に抑えられたことを指摘しております。

「自治権の強いところほど階層支配は強いのではないか⁴⁸⁾」という言及は非常に含蓄のある言葉だと思います。この辺りは、すぐうえで申しあげた私の関心に直接に連なるものであり、ミニステリアール問題を含めて都市指導層内部の再検討を開始したヨーロッパ都市史研究の現状に照らして、比較史的考察の重要なポイントの一つとなるであらましよう。「自立的商工業者の成立ということと、身分的従属関係を有していることとは何ら矛盾しない⁴⁹⁾」という主張

も、なかんずくミニステリアールの身分問題とも絡んで、中世ヨーロッパの自由・不自由問題を根本的に問い合わせるうえで大きな示唆となる発言がありました。

前段の終りでも言及したように、私はかつてのミニステリアール層に相当するものを日本史のなかに見出せるかどうか？とすれば、どのような人びとのなかにか？という問い合わせを出したことがありましたが、脇田氏の上述の指摘、自治都市の指導層＝地侍衆（神人など）は、私の設問にたいする見事な解答の一つとなった旨を申し添えておきたいと思います。今後このような視角から都市指導層の出自に関する個別研究が拡充されることを期待しつつ、私自身も、より精密な比較対照を試みてゆきたいと考えております。

以上、限られた時間のなかで、大変大雑把ではありましたが、ヨーロッパとくに西ドイツを中心とする中世都市研究の新しい動向の一端をお話しするとともに、その変遷を意識しつつ、あるいは必ずしも意識されないままに起ってきている日本都市史の新しい動きの一部に言及させていただきました。私どもは日本の史実を知ることによってより一層敏感に感ずるのかもしれません、私たちだけでなく、恐らく西欧の学界の意識からしても、もはや昔のように明確な自由と自治のヨーロッパ中世都市像は影をひそめてきているように思います。また、シュルツ氏も含めて、西欧の学者たちの間ではその意識は少ないかもしれません、私たちは、そのようなヨーロッパ中世都市をもう少し封建社会の枠のなかで、しかもその社会に不可欠な構成要素として位置づけてみたいと考えております。そのように構想するとき、日本の都市史とのもう少しパラレルな比較も可能となり、その土俵のうえで類似点も相異点も語れるようになると期待したいのです。ごく最近には、東大の義江彰夫氏のように、日本史の側からもヨーロッパ都市像を描いてみようという意欲的な相互乗り入れの試み⁵⁰⁾が出てきたことを喜びながら、今後の比較研究を進めてゆきたいと願っております。その場合、蛇足ですが、従来のように、物指しを西欧にのみおくのではなく、両者のなかに新しい比較の尺度を見出してゆくような努力が不可欠であることだけを申し添えて今日の報告を終えさせていただきたいと思います。

- 1) この小稿は、1983年2月1日のアジア文化研究所主催公開講演会の報告に最小限必要な注と僅かの補正を加えたものであり、大部分は発表時の形のまま収録した。報告のなかで話題とした“ミニステリアール層”については、拙稿（注31）の他、ちょうどその頃入手したばかりで講演の性質上簡単に言及するに留めた桜井利夫氏の論稿（注31）やその後公刊した同氏にたいする筆者の書評（『法制史研究』33、317頁以下）などを参照していただきたいと思う。
- 2) 詳しくは例えば大塚久雄『欧洲経済史』弘文堂、1956年、72頁以下やそこに付された注記の諸論文 Kosminsky, E., Services and Money Rents in the Thirteenth Century, *Economic History Review* V, 1935; Postan, M. M., The Fifteenth Century, *Economic History Review* IX, 1936などを参照。
- 3) 研究所講演会の習慣に従って日英両語のテーマが掲示され英語では Upper Strata in Medieval Towns – A Comparative Approach to Japanese and European Historyとなっていた。内容的には日本語のニュアンスに近く、比較史の提唱のための問題提起の方に力点があり、「中世都市の指導層」というのは一つの例示というつもりであったことをお断りしておきたい。

- 4) Pirenne, H., *Les villes et les institutions urbaines*, 2 vol., Paris-Bruxelles, 1939; Id, *Les villes du moyen âge*, Bruxelles, 1927 (佐々木克巳訳『中世都市』創文社、1970年)など。
- 5) Rörig, F., *Wirtschaftskräfte im Mittelalter*, hrsg. v. Kaegbein P., Köln 1959 所収の諸論文、Ders., *Die europäische Stadt und die Kultur des Bürgertums im Mittelalter*, hrsg. v. Rörig, L. u. Brandt A v., Göttingen, 1964 (魚住昌良・小倉欣一訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』創文社、1978年)など。
- 6) Planitz, H., Kaufmannsgilde und städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städten in 11. und 12. Jh. (in: *Zeitschrift der Savigny-stiftung für Rechtsgeschichte*, Germ. Abt. Bd. L. X. 1940) (鯖田豊之訳『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——』未来社、1959年)、Ders. Frühgeschichte der deutschen Stadt. IX-XI Jahrhundert (in: *Zeitschrift der Savigny-stiftung für Rechtsgeschichte*, Germ. Abt. Bd. 63, 1943; Die deutsche Stadtgemeinde, ebenda 64, 1944 この両者はその後林毅訳『中世ドイツの自治都市』創文社、1983年として訳出された。)
- 7) Vercauteren, F., *Conception et methodes de l'histoire urbaine medievale* (in: *Cahiers Bruxellois*, 12, 1967) p. 118
- 8) Brunner, O., *Stadt und Bürgertum in der europäischen Geschichte* (in: ders., *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 1968) S. 213
- 9) ピレンヌ『中世都市』佐々木訳 99頁以下。
- 10) ピレンヌ前掲 101頁、106頁参照。
- 11) ピレンヌ前掲 98頁など。
- 12) Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4. Aufl., Tübingen, 1956, S. 744
- 13) 増田四郎『西欧市民意識の形成』春秋社、1949年、同『都市』如水書房、1952年など。
- 14) 豊田武『中世商業史の研究』岩波書店、1944年、同『日本の封建都市』岩波書店、1952年、原田伴彦『中世における都市の研究』講談社、1942年、同『日本封建都市研究』東大出版会、1957年など。
- 15) 高山一彦「京都・堺・博多」(岩波講座『日本歴史』近世 2) 1963年。林屋辰三郎「町衆の成立」(『中世文化の基調』東大出版会) 1953年。原田、豊田前掲書。脇田晴子『日本中世都市論』東大出版会、1981年6頁以下参照。
- 16) Brunner, a. a. O. (注 8)
- 17) 魚住昌良「ヨーロッパ中世都市史研究の視角について」(『山梨大学教育学部研究報告』21号) 1971年。
- 18) 以下、魚住昌良「ヨーロッパ中世都市史の研究状況」(1978年11月26日歴史学会大会共同シンポジウム報告。『史潮』新6号、1979年)の要約。
- 19) Luchaire, A., *Les Communes françaises*, Paris, 1917.
- 20) Petit-Dutaillis, Ch., *Les communes françaises*, Paris. 1950 高橋清徳「コムーネ論の一傾向」(服藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察—一世良教授還暦記念・上一』創文社 1977年)を参照。
- 21) 水野綱子「中世北フランスのコムーヌとカペー王朝—中世都市の『封建』的性格に関する一試論—」(『西洋史学』89) 1973年など。
- 22) 1789年8月11日のデクレ第10条。『1971年憲法の資料的研究』(東京大学社会科学研究所編) 1972年、88—91頁参照。
- 23) Ennen, E., *Frühgeschichte der europäischen Stadt*, Bonn, 1953

- 24) Friederichs, H. F., Herkunft und ständische Zuordnung des Pastriats der wetterauischen Reichsstädte bis zum Ende des Staufertums, *Hess Jb*, 9, 1965, S. 37-75
- 25) Schulz, K., *Ministerialität und Bürgertum in Trier. Untersuchungen zur rechtlichen und sozialen Gliederung der Trierer Bürgerschaft vom ausgehenden 11. bis zum Ende des 14. Jahrhunderts*, Bonn 1968; Ders., Die Ministerialität als Problem der Stadtgeschichte — Einige allgemeine Bemerkungen, erläutert am Beispiel der Stadt Worms (in: *Rhein. Vjbl.* 32, 1968, SS. 184-219)
- 26) その大会記録は *Stadt und Ministerialität, Protokoll der IX. Arbeitstagung des Arbeitskreises für südwestdeutsche Stadtgeschichtsforschung. Freiburg i. Br. 13-15, November 1970*. Maschke, E u. Sudow, J., hrsg. Stuttgart 1973 として公刊された。
- 27) Nitzsch, K. W., *Ministerialität und Bürgertum im 11. und 12. Jahrhundert, Ein Beitrag zur deutschen Stadtgeschichte*, Leipzig, 1859
- 28) 例えれば Schmoller, G., Die Ministerialität und Städtewesen vom 10. bis 14. Jahrhundert; Ders. Die Städte unter bischöflicher und fürstlicher Herrschaft und die Anbahnung einer freien Stadtverfassung von 1150 bis 1300; Ders., Straßburger Blüte und die volkswirtschaftliche Revolution im 13. Jahrhundert. Vortrag 1874 など。3 論文とも Ders. *Deutsches Städtewesen in älterer Zeit*, Bonn-Leipzig 1922 所収。最後のものは瀬原義生訳『ドイツ中世都市の成立とツンフト闘争』未来社、1975 年に訳出されている。
- 29) Below, G. v., Zur Entstehung der deutschen Stadtverfassung (in: *H. Z.*, 58, 1887 u. *H. Z.* 59, 1888) ; Ders., *Die Entstehung der deutschen Stadtverfassung*, Düsseldorf, 1889
- 30) Schulz, *Ministerialität und Bürgertum in Trier*, S. 17
- 31) 魚住昌良「中世都市におけるミニステリアール層—シュルツ学説を中心として—」(『山梨大学教育学部紀要』5 号) 1974 年他、桜井利夫「ドイツ中世都市におけるミニステリアーレン層—クヌート・シュルツ説の批判的検討—」(『法学』46-5) 1982 年。
- 32) シュルツは前掲二論稿で専らトリアーとヴォルムスを対象としたのに続き *Die Ministerialität Rheinischen Bischofsstädten* (前掲注 25 の大会記録所収) と Richerzeche, Meliorat und Ministerialität in Köln (in: *Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln*, 60. Heft 1971) においてライン上・中流域に視野を拡げて自説の補強を試みている。
- 33) Schulz, *Ministerialität und Bürgertum in Trier*, S. 29f. 魚住、前掲 62 頁以下参照。
- 34) Schulz, Die Ministerialität als Problem der Stadtgeschichte, S. 195f. 魚住、前掲 75 頁参照。
- 35) 相澤隆「ドイツ中世都市と家人層—ライン河以東の諸都市の場合—」(『史学雑誌』92-6) 1983 年を参照。
- 36) 水野綱子「西欧中世都市貴族に関する一試論—ツールネイの聖マリア衆—」(『社会経済史学』44-3) 1978 年。
- 37) 藤木久志「[コメント] 自由都市論から封建都市論への転換」(『史潮』新 6 号) 1979 年。
- 38) 服部良久「ドイツ中世都市研究の現状と課題」(『歴史評論』326) 1977 年、森田安一「ヨーロッパ中世都市史研究から」(『地方史研究』154) 1978 年、魚住昌良・水野綱子・鶴川馨「ヨーロッパ中世都市研究の動向」(『日本史研究』200) 1979 年など。
- 39) この報告の半年ほど後に公刊された松本四郎『日本近世都市論』東大出版会、1983 年など。
- 40) 脇田、前掲書 (註 15)

- 41) 但し、後日服部良久氏が評言（1984年4月21日比較都市史研究会例会。「日欧中世都市の比較史的研究のために—脇田晴子『日本中世都市論』にふれて」『比較都市史研究』3-1、1984年）されているように、脇田氏の基底に「自由・自治都市」観があることは否定できない。従来の研究が日本の都市における「自由」の有無を古典的ヨーロッパ中世自由都市との比較で追い求めてきたことへの方法的反省を含めて、しかもヨーロッパの研究動向の変化にも留意されつつ、この「自由」の問題を権力論的に把握することを目指しているわけで、この方法自身われわれの研究視角とも符合するものと思う。
- 42) Haase, C., *Die Entstehung der westfälischen Städte*, Münster, 1960., Ennen, E., *Die europäische Stadt des Mittelalters*, Göttingen, 1975など。
- 43) この点は、脇田氏が中世前期の流通の意義を重視していることと対応する。脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房、1969年参照。
- 44) 『社会経済史学』48-4、1982年、102頁以下。
- 45) 6頁以下。
- 46) 249頁以下。
- 47) 181頁以下。
- 48) 脇田晴子「中世における都市」（永原慶二編『戦国時代』吉川弘文館、1978年）、91頁。
- 49) 『日本中世都市論』66頁。
- 50) 義江彰夫「ヨーロッパ中世都市の構造と特性——神聖ローマ帝国版図を素材とする比較史的試論——」（『人民の歴史学』74号、1982年）

本稿は『アジア文化研究』15号（1985年11月）掲載のものの再録である。